

平成 26 年 6 月 16 日

各位

横浜港埠頭株式会社

「制限区域内立入証」および「車両通行証」の回収について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、平成 25 年 5 月にご案内の通り、平成 26 年 7 月 1 日から重要国際埠頭施設へ立ち入る方は、SOLAS ゲートで 3 点確認（本人確認、所属確認、目的確認）を受けることが必要になります。

3 点確認の身分証明は、国土交通省が発行する PS カードになるため、これまで使用してきた「制限区域内立入証」および「車両通行証」（発行：横浜市港湾局）は取り扱えなくなります。

そのため、「制限区域内立入証」および「車両通行証」を下記の要領で回収させていただきます。お忙しいところ、まことに恐縮ではございますが、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 回収期間

自：平成 26 年 7 月 1 日（火）

至：平成 26 年 12 月 26 日（金）

2. 回収書類

(1)制限区域内立入証

(2)車両通行証

(3)制限区域内立入証（スタッフカード）・車両通行証についての届出書

※ 記入例を参考にご記入ください。

3. 回収方法

返却窓口を持参あるいは郵送してください。

4. 返却窓口

①横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 担当：田澤
〒231-0811 横浜市中区本牧ふ頭1番地
TEL 621-6321 FAX 621-9048

②横浜港埠頭株式会社 山下事務所 担当：岩壁
〒231-0023 横浜市中区山下町279-1
TEL 222-4188 FAX 641-7818

③横浜港埠頭株式会社 北部管理事務所 担当：岸
〒230-0054 横浜市鶴見区大黒ふ頭1番地
TEL 521-8080 FAX 521-8081

ご不明な点などがございましたら、各担当までお問い合わせください。

5. 添付資料

(1)制限区域内立入証（スタッフカード）・車両通行証についての届出書

(2)制限区域内立入証（スタッフカード）・車両通行証についての届出書【記入例】

※ 弊社ホームページ(<http://www.yokohamaport.co.jp/>)にも資料の電子データを掲載しています。

以上